平成２５年（フ）第２０８号
福岡県久留米市長門石３丁目３番15号、前住所福岡県久留米市荒木町下荒木231番地３
債務者　川島真名美
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６８７号
北九州市小倉北区江南町２番21号ロイヤルトム802号、住民票上の住所北九州市小倉北区昭和町12番２号
債務者　中島　達矢
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２５４号
佐賀県佐賀市多布施４丁目６番17―204号　K・フラットⅣ
債務者　濵本　裕也
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８１号
佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外692番地２
債務者　森永　緑女
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８６号
佐賀県小城市芦刈町三王崎1779番地１
債務者　古賀　　恵
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８９号
佐賀県鳥栖市蔵上１丁目228　アーデントサピー壱番館204、住民票上の住所福岡県久留米市梅満町579番地５
債務者　甲斐　秀幸
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９３号
佐賀県鳥栖市立石町2069番地　麓県営住宅10―１
債務者　浦川　法子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９７号
佐賀県佐賀市天祐団地13番32号、前住所佐賀県佐賀市大財北町４番1408号　雇用促進大財北宿舎
債務者　樋山眞佐子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
大分県別府市楠町９番10号
債務者　福地　俊晃
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３８４号
大分市大字古国府591番地の１
債務者　竹田紀代美
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３８８号
大分市大字三芳952番地の１
債務者　安部　暢子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２４号
大分県別府市大字南立石827番地の１　カルムＹ　Ａ棟203号
債務者　大井　真樹
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９８号
宮崎市大島町原ノ前1445番地172
債務者　熊瀬川茂子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４６号
鹿児島県鹿児島市易居町３番８号
債務者　園田　美和
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３７９号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口3299番地、申立時の住所鹿児島県鹿児島市福山町2047番地
債務者　早田　一郎
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３８５号
鹿児島県鹿児島市本城町372番地14
債務者　松山　恵己
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４２２号
鹿児島県鹿児島市武１丁目42番６号　ハイム阿久根202号
債務者　奥　　政和
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係